

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

営繕工事・機械メンテナンスの強みを生かし、他企業とのオープンイノベーションを推進するほか、M&A等の事業承継支援にも積極的に関与し、地域産業の発展に寄与する。

b. IT実装支援

共通EDIの導入やデータ相互利用を促進し、取引先のIT実装を支援するとともに、IT人材育成やサイバーセキュリティ対策の助言を通じ、デジタル化を共同で推進する。

c. 専門人材マッチング

専門技術を有する人材のマッチングを積極的に推進し、企業間の人材活用を円滑化することで、各社の課題解決と生産性向上に寄与する体制を構築する。

e. 健康経営に関する取組

健康経営のノウハウ提供や健康増進施策の共同実施を通じ、取引先とともに従業員の健康保持・増進を図り、持続可能な職場環境づくりに積極的に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 資材費・人件費等の適正な価格転嫁を取引先に丁寧に説明し、サプライチェーン全体で公正な取引が行われるよう、透明性の高い価格決定と情報発信に取り組みます。
- ・ 現場で得た改善点や技術情報を取引先と積極的に共有し、品質向上・コスト削減・安全性強化に共同で取り組むことで、サプライチェーン全体の生産性向上と共存共栄を図ります。
- ・ 約束手形の利用縮小や電子記録債権・振込支払いへの移行を進め、取引先の資金繰りを支援するとともに、健全で持続可能な取引関係の構築に努めます。

2025 年 12 月 8 日

日栄工業株式会社

企 業 名

代表取締役 関根 満洲夫

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。